

令和8年度「ここ滋賀」経済効果分析事業業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

滋賀県の情報発信拠点「ここ滋賀」では、滋賀のもつ多様な魅力を直接来館者に伝え、滋賀の認知度向上、滋賀ファンの拡大、県産品の販路拡大、県内への観光誘客に取り組んでいる他、施設外で行われる首都圏を中心としたイベントへの出店や、商談会の開催、ECサイトの運営等を通じ県産品の販路拡大にも取り組んでいる。

これら「ここ滋賀」の運営等に伴う県産品の販売、観光誘客の直接経済効果および経済波及効果（以下「経済効果等」という。）ならびにメディア露出等の情報効果の調査・分析を行い報告書として取りまとめる。

これらにより、「ここ滋賀」の効果的な運営および今後の運営の方向性検討に資することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度「ここ滋賀」経済効果分析事業業務

(2) 業務の内容

令和8年度「ここ滋賀」経済効果分析事業業務委託仕様書のとおり

(3) 契約の期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 予定価格

4,500,000円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」 中分類：「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

4 説明会の日時、場所等

説明会は実施しない。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)の書類(以下「企画提案書等」という。)を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書 1部

別添(様式1)により提出すること。

(2) 企画提案書

- ① 企画提案書の形式は、A4サイズ(縦書き・横書きは不問)とする。
- ② 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて10頁以内とする(表紙は除く)。
- ③ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。
- ④ 企画提案書には、次の内容を記載すること。
 - (ア) 業務全体のコンセプト
 - (イ) 具体的な内容(以下の内容を盛り込むこと)
 - a 「ここ滋賀」等の運営による経済効果等の調査・分析について
 - ・アンケートやヒアリング等、調査・分析を行う上で有効となる調査範囲・手法・頻度等について
 - ・「ここ滋賀」等の実績データに基づく経済効果等の調査・分析を行う上で有効となる範囲・手法・頻度等について
 - b 滋賀県の関係人口に関する調査・分析にかかる調査範囲・手法・頻度等について
 - c その他
 - ・「ここ滋賀」の効果的な運営および今後の運営の方向性検討に資する調査・分析の項目とその活用方法などに関する自由提案
 - (ウ) 業務執行体制
 - (エ) 事業実施スケジュール

(3) 概算価格

概算価格には、令和8年度「ここ滋賀」経済効果分析事業業務委託仕様書に掲げる業務について、着手から完了まで全ての事業実施に要する経費とその内訳を明記すること。

なお、事業費と管理運営費は分けて記載すること。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 提出部数

企画提案書および概算価格の提出部数は、正本1部、副本4部とする。正本には事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

なお、副本4部には、審査の公正を期すため会社名、住所、ロゴマークなど提案者を特定できる表示をしないこととし、業務実施に係る体制図には、参加者を「当社」と記載すること。

(5) その他

類似の調査・分析業務を行った実績がある場合は、同種業務実績調書(様式2)を5部提出すること(A4サイズ。企画提案書のページ上限10頁には含まない)。

社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2の(1)「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合は、同登録証の写し、(2)次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書の写し、(3)高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしている場合は、労使協定または就業規則の該当箇所の写し、(4)障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し、(5)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書、(6)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し、(7)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し、(8)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し、(9)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し、(10)「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し〔ア 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証、イ 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録、ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録、エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証〕

6 企画提案にかかる質問および回答

(1) 質問受付期限

令和8年(2026年)4月28日(火曜日)正午まで受け付ける。

(2) 質問方法

別添(様式3)の「質問票」により電子メールのみで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した者は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

「質問票」で受け付けた質問に対する回答は、滋賀県公式サイト内にある「ここ滋賀」のページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/cocoshiga/>)にて5月1日(金曜日)を目途に公表するものとする。

(4) 質問票の提出先

下記12の担当部署まで

7 応募方法

(1) 提出期限

令和8年(2026年)5月8日(金曜日)15時まで

(2) 提出方法

持参(平日9時から17時まで)または郵送(簡易書留郵便に限る)。

ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。また、企画提案書等を郵送した旨を、必ず電話で連絡すること。

(3) 提出先

下記12の担当部署まで

8 審査

(1) 審査方法

提出のあった企画提案書等について、書類審査および審査会において、滋賀県ここ滋賀(以下「当所」という。)が設定した基準に基づいて公平かつ厳正に審査を実施し、契約予定者を選定する。

① 書類審査

提出されたすべての提案について、3.に掲げる参加資格について確認を行うとともに、5.に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者を審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、審査会対象事業者が3事業者を超える場合は、所員の中から選定した審査員3名により、審査会の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に3事業者までを審査会の参加候補(以下、「参加候補者」という。)とする。

② 審査会

(ア) 設置および開催日(予定)について

設置：当所および県関係所属の委員3名をもって設置する。

開催日：令和8年(2026年)5月14日(木曜日)

(イ) 審査基準

各審査委員は、下表の審査内容の各項目①～⑧について、「5・4・3・2・1」の5段階の絶対評価で点数をつける(5：特に優れている、4：優れている、3：普通、2：やや劣っている、1：劣っている)。

なお、項目①～⑤は評価点を3倍、項目⑥～⑧は評価点を1倍する。項目⑨～⑫については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき2点を、項目⑬～⑭については1点を各審査委員の合計点数に加点する。

審査委員の採点(項目①～⑧)および項目⑨～⑭の加点分を集計し、予定価格の制限の範囲内において総合点数の最も高いものを当該事業の契約予定者として選定する。ただし、審査委員の総合点数の平均が60点未満の場合は、契約予定者とししない。

(ウ) 審査内容

項目	審査の視点	配点
企画全般	①当該業務委託の趣旨を理解し、分かりやすく説得力のある調査・分析が提案されているか	15
経済効果等の調査・分析について	②アンケート等による調査・分析は、経済効果の判断に向けて適切な範囲、手法、頻度となっているか	15
	③実績データに基づく経済効果等の調査・分析は、適切な推計を導く手法となっているか	15
	④日本橋に立地する「ここ滋賀」における効果的な飲食店営業および運営の方向性検討に資する調査・分析の項目とその活用方法について適切な提案がされているか	15
価格妥当性	⑤経費の削減に配慮されているなど、見積価格は適正であるか 予定価格の80%未満…評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上…評価点の満点の10%の点	15
実現可能性	⑥業務執行体制は適正であるか	5
	⑦全体のスケジュールは無理のない具体的な内容か	5
	⑧類似の調査・分析業務を行った実績はあるか	5
	⑨「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	2
	⑩高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか	2
	⑪障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	2
	⑫「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	2
	⑬環境マネジメントシステムのうち、5の(5)に掲げるいずれかの認証・登録を受けているか	1

⑭県内に本店を有する事業者であるか	1
合計	100

(2) 審査結果

審査会での審査結果は、企画提案書の提出があった事業者全員に文書で通知する。

(3) その他

契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して7日以内（土日祝含む）に書面（任意の様式）により、当所に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

当所は、説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

9 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容をふまえ、当所と詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

また、受託者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルに要する経費は、全て各事業者負担とする。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (7) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (8) 受託者は、委託者から業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県に報告を行うものとする。
- (9) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議するものとする。
- (10) 委託料の支払は、原則精算払とする。

12 問合せ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8F

滋賀県ここ滋賀オフィス 担当：中島

TEL：03-6225-2951 FAX：03-6225-2950 E-mail：cocoshiga@pref.shiga.lg.jp